

第 3 6 回

総会議事録

日 時 令和 5 年 4 月 1 3 日 (木) 1 3 時 1 5 分
場 所 山形市庁舎 1 0 階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和4年8月1日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 敏嗣	
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
出	8	草薙 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員、編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鎌水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	第1ブロック長、編集委員
出	15	新関 さとみ	農政委員会副委員長、編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	第3ブロック長
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	運営委員、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第36回総会（定例）

日 時：令和5年4月13日（木）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第36回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第160号 農地法第3条の規定による許可申請について

議題161号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第162号 農用地利用集積計画について

議第163号 事業計画変更承認申請について

議第164号 山形農業振興地域整備計画の変更について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地改良完了報告書の受理について

(7) 農地法第4条の規定による許可について

(8) 農地法第5条の規定による許可について

6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和5年5月12日（金）

(2) 次回の委員調査について 令和5年5月10日（水）

7 その他

- (1) 東沢地区からの要望に対する回答について
- (2) 山形市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規定について
- (3) 令和5年度農地中間管理事業実施予定表について
- (4) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

8 閉 会

第36回総会議事録

令和5年4月13日(木) 市庁舎10階 委員会開催室)

出席委員 24名

欠席委員 0名

開 会 午後1時15分

事務局	<p>現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数24名、出席委員数24名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は第1ブロックから三浦推進委員、第2ブロックから中村推進委員、第3ブロックから鈴木徳一推進委員、第4ブロックから石山推進委員が出席しております。</p> <p>なお、本日の傍聴人はおりません。</p> <p>議長については、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。</p> <p>ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議長	<p>開会及びあいさつ</p>
議長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、13番・梅津委員、14番・小松委員 にお願ひし、書記に 松本係長を任命します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第160号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>議 第160号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。</p> <p>このたびは、議案書の2ページ99号から7ページの118号までの20件で、農地の所在地、借受人・譲受人、貸出・譲渡人、申請事由等については、記載のとおりです。</p> <p>なお、先月の委員調査で農地の利用計画等で指摘を受けた、95号、96号については、一旦取り下げされ、改めて104号、105号で申請を受付けています。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p>

99号は高瀬地区上東山の田198㎡について、隣接地の耕作者への無償受贈で、水稻を栽培します。

100号は、飯塚地区飯塚町の畑と榎沢地区柳田の田について、所有権移転による経営拡張で、水稻及び蔬菜を栽培します。

議案書の3ページをお願いします。

101号は、本沢地区長谷堂と谷地前の畑について、所有権移転による新規就農です。伊藤委員に調査をお願いしています。

102号は、明治地区渋江の畑について、所有権移転による新規就農です。森田委員に調査をお願いしています。

103号は榎沢地区下榎沢の畑について、所有権移転による新規就農です。推名委員に調査をお願いしています。

議案書の4ページをお願いします。

104号の蔵王地区蔵王半郷の畑についての所有権移転と合わせて、105号の蔵王地区南半郷の田について使用貸借権の設定による新規就農です。佐藤幸悦委員に再度委員調査をお願いしています。

106号は出羽地区漆山の現況 樹園地について、賃借権設定による経営拡張で、もも・さくらんぼを栽培します。

107号は本沢地区長谷堂と谷地前の現況 樹園地と畑について、賃借権設定による新規就農です。推名委員に調査をお願いしています。

108号は滝山地区松山の現況 畑について、一般法人による賃借権設定による経営拡張です。伊藤委員に調査をお願いしています。

109号は蔵王地区東半郷の田について、一般法人による賃借権設定による経営拡張です。推名委員に調査をお願いしています。

議案書の5ページをお願いします。

110号は出羽地区七浦の畑について、賃借権設定による新規就農です。伊藤委員に調査をお願いしています。

111号から113号まで楯山地区寺西の畑に、賃借権設定及び使用貸借権を設定し新規就農です。伊藤委員に調査をお願いしています。

議案書の6ページをお願いします。

114号は南沼原地区飯沢の畑と本沢地区百目鬼と沼木の畑について、使用貸借権を設定による新規就農です。森田委員に調査をお願いしています。

115号は南沼原地区飯沢の畑と本沢地区石寺と西前明石の田、南山形地区片谷地と津金沢の田畑、西山形地区中屋敷の畑について、使用貸借権設定による新規就農です。森田委員に調査をお願いしています。

116号は大郷地区本屋敷の畑について、使用貸借権設定による新規就農です。伊藤委員に調査をお願いしています。

<p>議 長 伊藤委員</p>	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>117号は明治地区灰塚の畑について、使用貸借権による経営拡張でトマト、にんじん等の野菜を栽培します。</p> <p>118号は本沢地区菅沢の現況畑について、使用貸借権による経営移譲で、果樹、野菜を栽培します。</p> <p>以上20件につきまして、ご審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 101号について、22番伊藤委員から報告をお願いします。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>22番伊藤です。101号につきまして報告します。申請地は議案書記載のとおりです。譲受人の従事日数は年間250日、職業は[]、世帯員は本人[]です。使用目的は野菜で、[]ということでした。農業機械の所有状況は草刈り機・消毒機・鎌・鍬。トラクターはリースするというので、長谷堂の知り合いから借りるということです。</p> <p>また、この農地については譲受人が宅地を購入することに合わせて購入し、農業をするため申請に至ったということでした。畑も5か所ありますが、調査したところ草は刈り取りし、きれいに整地しておりました。営農指導については津金沢の鈴木長勝さんをお願いしております。父母と一緒に畑をやるということで、調査の結果、許可相当と判断しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。次に102号について、21番森田委員から報告をお願いします。</p>
<p>森田委員</p>	<p>21番森田です。102号の報告をします。申請地は議案書記載のとおりです。権利の種類は所有権移転・新規就農です。譲受人は[]で、農業従事日数は本人が年間150日、奥さんが180日です。使用目的はいろんな野菜を年間通して栽培したいということでした。農業機械の所有状況は、鍬と[]から耕運機を譲り受けるということです。当該地は2月の総会で農地取得の下限面積の指定がなされた土地で、農地の売買価格は[]、この度は、譲渡人の農業廃止のために、売却する農地とあわせ、隣接する宅地を取得するというです。譲受人は現在の営農状況はありません。朝日町で農業経験があるということです。</p> <p>農地取得後は[]畑として利用するというですが、農業以外に利用できないことや、農地パトロールの対象になることも伝えております。調査の結果、許可相当と判断しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。次に103号について、20番推名委員から報告をお願いします。</p>

推名委員	<p>20番 推名です。103号案件ですが、申請地は議案書記載のとおりです。権利の種類は所有権移転・新規就農です。譲受人は、 で、農業従事日数は年間160日、世帯は で、使用目的は 蔬菜類栽培です。現在の営農状況はありません。農業機械の所有状況は、草刈り機1台、他に耕運機を購入予定ですが、当面は知り合いより借りる予定です。売買価格は総額 で通作距離は現在の自宅から約8kmです。当該地は2月の第34回総会で一般住宅の転用のため5条許可申請を行った土地の隣に位置します。収穫物は、自家消費と親戚や会社の社員に配る予定ということです。譲受人には 伝え、本人から理解いただいています。以上の結果、許可相当と判断しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に104号について、18番 佐藤幸悦委員から報告をお願いします。</p>
佐藤委員	<p>18番 佐藤です。104号については、先月の総会で保留になった案件であります。譲受人は一旦申請を取り下げしまして、申請内容を再考して提出があったことから、再度調査に当たったものです。この度は前回指摘したことを聞取りしました。まず蔵王半郷の農地について、当初農作業小屋を建てたいという話があった点については、今回は農地として利用することを目的とした許可ですので、適正に利用するよう指導しました。また、当該地は鳥獣被害もあると思われる場所です。譲受人も大きなイノシシと遭遇したそうで、本人も電気柵などイノシシ対策をしなければと考えていました。あと、105号の蔵王半郷の田については、前は約30アールのうち10アールにトウモロコシだけを植えるという話でしたが、からの支援を受けてトウモロコシ以外にもいろいろな野菜を植えるということでした。残りの約20アールは耕作できるようになれば作物をつくるということです。農業機械については、少しずつ買い求めて農作業に支障がないようにするとういう話でしたので、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に107号について、20番 推名委員から報告をお願いします。</p>
推名委員	<p>20番 推名です。107号案件ですが、申請地は議案書記載のとおりです。権利の種類は賃借権の設定による新規就農です。 借受人の農業従事日数は年間340日で、4月から独立経営するという ことです。 世帯状況ですけど本人と で、使用目的はデラウェア葡萄、トマト、青菜栽培、現在の営農状況はゼロです。農業機械の所有状況は、軽バン1台所有、今後は管理機、防除機械、草刈</p>

	<p>り機各1台を購入予定です。賃貸借ですが、契約期間が5年、賃借料は年間で[REDACTED]です。通作距離は自宅から約7kmです。現地調査をしましたが約30アールの樹園地はデラウェアの成木もあり問題ないのですが、畑について、約4アールに中玉トマトを栽培、残りの約45アールは青菜畑にしたいという考えですが、現状は、以前借りていた方が花苗を作っていたようで、病気で急遽離農し、そのまま放置してしまったため、農業資材・プラスチック類のほか、廃家電等のごみがあるため、すぐに耕作できない状況でした。調査時にこの畑は借りない方がいいのではないかとアドバイスしましたが、借受人は少しずつ片付けていきたいということでした。ごみを片付けながらでは本業の農業ができなくなるのではとも言いましたが、本人は頑張ってみようということでした。しかし、若手の新規就農だからこそ、しっかり農業を続けていただけるよう別の土地を借りた方がいいと私は考えますので畑については不許可としたいと考えました。</p> <p>借受人は今野委員の圃場で1年間研修を受けられた方なので、参考に今野委員の意見もお聞きしたい。</p>
議 長	<p>推名委員は107号案件を判断保留にしたいという考えですか。</p>
推 名 委 員	<p>判断保留というよりも、借受人の将来のためにも果樹園についてのみ許可して、畑については不許可とすべきという判断です。</p>
議 長	<p>わかりました。それでは、のちほど皆さまと、参考として今野委員からもお話をお聞きしたいと思います。</p>
議 長	<p>次に進みます。108号について、22番 伊藤 委員 から報告をお願いします。</p>
伊 藤 委 員	<p>22番 伊藤です。108号につきまして、申請地は議案書記載のとおりです。権利の種類は一般法人の賃借権の設定で農地法第3条第3項を適用することになります。借受人は、緑町三丁目の橋本生花 株式会社 代表取締役 橋本徳光さん、借受人は、昨年8月にアーモンドを植えるということで許可を受けておりまして、今回は、経営拡張のために申請に至っております。従事日数は業務を執行する役員で常時従事する[REDACTED]が年間150日、通作距離は法人の物流センターから約200mで3分ほどの場所にある農地です。契約期間は20年、賃借料は1年で[REDACTED]です。契約期間を20年とした理由を聞きましたら、アーモンドは植えてから5年でやっと収穫できるようになり、10年以上続けなければ経営が成り立たないため20年としたということでした。農地は公園の近くにある畑ですが、水捌けのよい農地がアーモンドに適していることから、土を入れ替えてアーモンドを植え、実を採るということでした。花として利用しないのか聞いたところ、5年目から収穫するためにも摘花してしまうそうです。また、近隣の公園の桜と同じく、アーモンドもきれいな花が咲きますので景観上</p>

<p>議 長</p>	<p>も問題ありません。 以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議よろしく お願いします。</p> <p>はい。ありがとうございます。次に109号について、20番 推名 委員 から報告お願いいたします。</p>
<p>推 名 委 員</p>	<p>20番 推名です。109号案件について、申請地は議案書記載のとおり です。権利の種類は一般法人の賃借権の設定による経営拡張です。 借受人は、山形市飯塚町の株式会社クリーンシステムです。 この法人は昨年6月に南半郷の農地を借りて杉苗栽培を行っている 法人です。賃貸借契約が2年、賃借料は年間 [REDACTED]、現在の営 農状況は田3,685㎡を借受けています。栽培計画では杉苗、唐松苗、 ゆりの木苗などを栽培し販売予定です。調査では聞取りや現地を見 ましたが、昨年借りた南半郷の場所は段々の田で、ブルーシートを 張って杉苗を栽培しているそうですが稲刈り時期に下の田で水稻を 作っている方から、結構な水が浸み出てくるという苦情が来ている そうで、今回の申請は苦情が来ないような場所を選んだという意味 合いが大きいように感じました。 また、杉苗の需要についても聞取りしたところ、今後ますます増 えるという見込みのようです。杉苗については販売するまで1年半 くらいかかるそうで、借受人の話によりますと約10アールの場所 を3カ所ローテーションしていく考えのようで、今後、申請農地に 隣接する部分も借りたいという話でした。 以上の結果、許可相当と判断しますので、よろしくご審議お願い します。</p>
<p>議 長</p> <p>伊 藤 委 員</p>	<p>はい。ありがとうございます。それでは、次に110号について、 22番 伊藤 委員 から報告お願いいたします。</p> <p>22番 伊藤です。110号につきまして、申請地は議案書記載のとおり です。権利の種類は賃借権の設定で新規就農です。借受人の従事日 数は年間240日で、使用目的はナス、トマト、キュウリ、トウモロ コシといった野菜を植えるということです。農業機械の所有状況は、 耕耘機、動力噴霧器、刈払機、苗の引拔機、播種機、軽バン1台所 有、今後は管理機、防除機械、草刈り機、トラックを取得予定です。 契約期間が5年、賃借料は年間で [REDACTED] です。通作距離は自 宅から約4kmで、車で10分ということです。借受人は自宅近くで家 庭菜園を行っていましたが、栽培規模を増やして耕作したいという ことで申請に至っています。今回の申請は地元の丸子農業委員から の紹介で見つかった農地ということです。 収穫物については [REDACTED] ですが、余裕ができたときには近くの 直売場とかに出荷したいということでした。調査の結果、許可相当 と判断した次第です。ご審議よろしくお願いします。</p>

議 長	<p>ありがとうございます。それでは、続いて111号から113号までについて、22番伊藤委員から報告お願いいたします。</p>
伊藤委員	<p>22番伊藤です。111号、112号、113号につきまして、申請地は議案書記載のとおりです。借受人の従事日数は年間270日、使用目的はブドウ栽培ということで、叔父から経営を継承するため申請に至っています。申請地は3カ所ともハウスになっており、種類は全てナイアガラということでした。農業機械の所有状況は、軽トラックとナイフローターが1台、動力噴霧器が2台をリースで保有しています。契約期間はそれぞれ5年、賃借料は111号が■■■■■、112号が■■■■■、113号は貸人が叔父さんということで使用貸借のため■■■■■です。樹園地の中を見ても剪定もなっており霜害対策用にかかなりの数の反射式ストーブなども確認しました。</p> <p>販売先は地方卸売市場と丸勘市場で引き続きやっていくということです。下草刈りなど管理も行き届いていましたので、叔父さんの指導を受けながらやっていけると判断しました。調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。続いて114号、115号について、21番森田委員から報告お願いします。</p>
森田委員	<p>21番森田です。114号と115号について関連がありますので併せて報告をします。114号の申請地は議案書記載のとおりです。権利の種類は使用貸借権の設定・新規就農です。借受人の農業従事日数は年間310日です。世帯状況は本人と■■■■■、それと115号の借受人で新規就農者となる■■■■■です。使用目的はパイプハウス4棟で、パング豆、トマト、カボチャ、春菊、ニンジン、レタスなど蔬菜栽培をします。現在の営農状況はありません。農業機械の所有状況は、管理機、噴霧器、草刈機を各1台所有、軽トラックをこれから購入するということでした。父から弟さんが譲り受けたトラクター、耕運機等は弟さんに一部委託なり借受けるなどするということでした。</p> <p>なお、借受け期間は20年、賃借料は■■■■■。 通作距離は4km、車で15分です。</p> <p>貸出人の住所は借受人の住所と同じで、父親で農業を営んでおりまして、貸出理由は高齢化による経営縮小となっています。借受人は貸出人の娘さんであり、経営移譲のための申請に至っております。営農指導は認定農業者である父親が担います。農作業につきましては■■■■■母親も一緒に作業を行っていくということです。収穫物の販売先は■■■■■で、収入金額は年間■■■■■を見込んでいます。また、就農に当たって■■■■■へ加入予定とのことでした。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p> <p>続きまして、115号の申請地は議案書のとおりです。権利の種類は使用貸借権の設定・新規就農です。借受人は、114号の借受人と同じ</p>

	<p>住所で、貸出人の息子さんであります。農業従事日数は年間 310 日で、世帯状況は本人と [] です。使用目的は水稻、イタリア野菜のエルバステラです。エルバステラはペットの爬虫類の餌として栽培を目指しております。現在の営農状況はありません。農業機械の所有状況は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、耕運機、軽トラック、ハーベスター、バインダー、草刈機を各 1 台所有、借受け期間は 20 年、賃借料は []。通作距離は 4 km、車で 15 分です。114 号と同じく営農指導は父親が担います。収穫物の販売による収入金額は年間 [] を見込んでいます。先ほど話しましたエルバステラは [] への販売を予定しております。同じく [] へ加入予定とのことです。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。次に 116 号について、22 番 伊藤 委員 から報告お願いいたします。</p>
伊 藤 委 員	<p>22 番 伊藤です。116 号につきまして、申請地は議案書記載のとおりです。権利の種類は使用貸借権の設定・新規就農です。借受人の農業従事日数は年間 300 日です。世帯状況は本人と [] です。使用目的は野菜ということで、計画書にはトマト、キャベツなど 20 種類くらい書いていましたが、トマト、キャベツは各 140 m²など細かに書いてあったため、どうやって作るつもりか聞いたところ、全てインターネットで調べてやる、売上金額も 12 アールほどの畑から [] を計上していたことから、改めて聞くとあくまで計画でした。</p> <p>なお、契約期間は 5 年で、賃借料は [] です。この方は計画書の営農指導者の元で研修を受け今回の申請に至ったそうです。農指導者は [] ということです。</p> <p>農地については、大郷地区の [] の方から紹介してもらったということでした。現地を確認したところ、しばらく耕作がなされていないようでした。土が固く夫の実家から借りる管理機では耕耘は不可能であると考えられたため、農地を紹介してもらった方などから一度トラクターで耕耘してもらった方がいいと伝えました。</p> <p>本人は無農薬栽培を目指しているようで、やる気もあり、販売先は [] と話がついているということでしたので、何とかやっていると判断しました。調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>調査委員の皆様からの説明が終わりました。</p> <p>はじめに、107 号案件につきまして、2 カ所の農地のうち 1 カ所は許可相当、もう 1 カ所は不許可相当という委員の報告がありましたが、その取扱いについて事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>この度の申請は、1 つの営農計画での許可申請として受け付けてい</p>

	<p>るため、調査委員の考えるような判断をするには、それぞれに計画を出し直してもらわなければならないと考えます。</p>
議 長	<p>調査に当たった推名委員、どのような判断にしますか。</p>
推 名 委 員	<p>20番 推名です。107号案件については、私から見れば不可能なのに作付け計画では販売計画まで書いてある。そういう事であれば、ごみの撤去と農地の復元について具体的な計画と行程表を提出してもらわなければ一旦不許可と判断した方がいいと考えます。</p>
議 長	<p>それでは、地元の今野委員の考えをお聞きします。</p>
今 野 委 員	<p>5番 今野です。借受人は私のところで1年間研修生として受入れたわけですが、デラウェアの樹園地については問題ないと思います。問題はごみが多くある畑になると思いますが、本人はハウスが残っていることから、そのハウスを利用し野菜を作りたいということと、ブドウの収穫時期にはハウス内で選果や箱詰め作業をしたいという考えがあるようです。</p> <p>・ 周りがゴミだらけだということもあって地主も困っている訳で、ごみの処分には 〇〇 にかかるだろうということをお話していた。地主もこのまま放置しておくわけにいかないと思っており、借受人と一緒に片付けながら処理していきたいという話でしたが、借受人はやる気満々なんです。一気に片付けることはできないと思うが、片付けについては長い目で見ていただければいいのではないかと思います。私が貸した小さなユンボで耕したりしているのが現状です。また、新規就農にあたってある程度の収入を上げようとする中、デラウェアの樹園地だけでは足りないこともあって、青菜などを植え収入金額の目標を達成しようという思いがあるようです。実は彼はもう1カ所ぶどう園を借りようと考えている様だが、その樹園地も相当荒れているが、やはりやる気満々なんです。地元の私としてはやらせてみてはどうかと考えています。あとは、皆さんの判断をお願いします。</p>
議 長	<p>やらせてみてはどうかという今野委員の意見もありましたが、他に皆様からありますか。</p>
推 名 委 員	<p>農政課に確認したのですが、今回は、新規認定就農者が就農直後から 〇〇 受けられることもあって、彼はそれをあてにしているということもあると思われます。</p>
井 上 委 員	<p>4番 井上です。ハウスとはどれくらいの規模か。</p>
推 名 委 員	<p>20番 推名です。130坪程の屋根型の鉄骨ハウス1棟とほかにアーチ形のパイプハウスが4棟あったらしいが、パイプハウスは業者が解体</p>

	を条件に鉄パイプ類は引き取っていったそうです。一見更地に見えましたが、下にはいろんな部品類などが農地に落ちており、業者に頼まなければ、すぐには耕うんし畑に利用できない状態でした。
今野委員	5番 今野です。地主の方も解決できず何年もそのままの状態、私の前の農業委員からも注意を受け、これまで [] くらいかけて片付けたということだが、まだ処理するには [] くらいかかると話している。
議長	ほかに委員からありませんか。
佐藤委員	11番 佐藤です。ごみはどんなものが、一面に落ちているのか。
推名委員	20番 推名です。パレットや苗栽培に使った大きなプラスチック類、冷蔵庫や炊飯器などの廃家電類だが、大きなものについては1箇所に寄せて山積みになっている、一面に落ちている細かなプラスチック、ガラスごみ等が問題と思われる。
長澤委員	10番 長澤です。聞いてみると大変な状態なようだが、本人がそれだけやる気があるといっている以上、その言葉を尊重しなければならない部分もあるし、徹底的に片づけていくということであれば、地元の今野委員に指導していただくということもあると思います。
高橋委員	この案件は、荒地だったところを元に戻すということは良いことだと思いますし、この人は駄目だということだけでなく、皆からみれば大変だと見えるだけのことなので許可相当で問題ないのではないかと考えます。
草薙委員	8番 草薙です。客観的にみて耕作が困難だということであれば許可は難しいと思うが、これに代わる農地がなければ、周辺の人に関わりながら土壌改良を行っていくという担保があれば、何とかなるのではないかと。
議長	只今、遊休農地解消に関わる委員からの心強い発言がありましたが、今野委員から責任をもって指導いただけますか。
今野委員	はい。大丈夫です。
議長	皆さんありがとうございました。高橋委員のいう事がもっともだと思います。
議長	107号案件以外で皆さまから何かございますか。
安達委員	1番 安達です。107号の借受け者は [] で [] を

	申請するということでしたが、今回は、他にもだいぶ若い新規就農予定者から申請が上がっている。他にも [] を申し込むという人はいなかったのでしょうか。
森田委員	115号案件の方が [] で [] を受ける予定と聞いています。
議長	他に皆さまから何かございますか。
草苺委員	審査に直接的な話ではないが、4月から農地取得要件の下限面積が法令から無くなったため、農業機械の利用を必要としないような家庭菜園規模の農地を新規就農で申請する方が増えてくると思われる。そういった方については委員調査の対象を農林業センサスの対象になるくらいの基幹的従事者に絞ってもいいのではないかと思うので、次回の運営委員会で検討してほしい。
議長	了解しました。
議長	それでは、推進委員の皆さまから担当区域の中で関連性があれば、ご意見をお聞きしたいと思います。
議長	無いようですのでお諮りします。 議第160号について、許可することに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議第160号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。
議長	次に進みます。 議第161号農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の8ページをお願いします。 議第161号農地法第5条の規定による許可申請について、9ページの62号から10ページの69号まで計8件で、位置図は11ページからになります。 11ページをご覧ください。62号は、東沢地区新山の畑で、資材置場です。森田委員に委員調査をお願いしております。 12ページをご覧ください。63号は、市立大郷小学校から西へ約800mに位置する、大郷地区船町の畑で、第1種農地と判断しております。借人は現在 妻の実家に住まいしていますが、将来家族が増えるこ

となどから■■■■で独立すること計画し、実家とも行き来のしやすい、当該農地を借り受け、一般住宅を建築するものです。

13 ページをご覧ください。64 号は、市立東沢小学校から南東へ約 800m に位置する、東沢地区下宝沢の畑で、第 2 種農地と判断しております。譲受人は市内で■■■■を営んでおり、自己所有地を利用し下宝沢地内に資材置場を設けていますが、敷地内へ倉庫の建設を計画したところスペースが不足するため、隣接する原野と当該農地を譲り受け、資材置場の拡張用地として利用するものです。

14 ページをご覧ください。65 号は、千歳地区落合町の畑で、建築条件付売買予定地の造成です。森田委員に委員調査をお願いしております。

15 ページをご覧ください。66 号は、市立大曾根小学校から南西へ約 250m に位置する、大曾根地区上反田の畑で、第 2 種農地と判断しております。譲受人は現在、市内のアパートに■■■■で住まいしていますが、将来を考え、実家にも近く、お互いの通勤にも支障のない当該農地を譲り受け、一般住宅を建築するものです。

16 ページをご覧ください。67 号は、山形市総合スポーツセンターから東へ約 700m に位置する千歳地区芳野の畑で、第 2 種農地と判断されます。87 ページの事業計画変更承認申請の関連案件となりますので、山形市農地転用許可関係事務取扱要領第 8 の(1)により 5 条許可と同時に処理を行うものです。

譲受人は、市内で■■■■を経営しており、既許可地については、令和 2 年 9 月 30 日付けで併用地と合わせてテイクアウトを中心とした飲食店を建築する目的で、所有権移転による第 5 条の許可を受けましたが、ここ数年の新型コロナウイルス感染症の状況変化から計画の見直しを繰り返さざるを得なくなり、この度、店内での飲食を中心とした店舗に事業計画を変更するため事業計画変更承認申請がありました。変更後の事業計画では、店舗面積、駐車台数の増加に伴い、新たに隣接農地を加えるため、あわせて 5 条の許可申請があったものです。なお、事業計画の変更内容については、87 ページに記載のとおりとなっております。

17 ページをご覧ください。68 号は山形広域クリーンセンターから東へ約 500m に位置する、南沼原地区沼木及び明神前の現況 畑で、併用地と合わせての建築条件付売買予定地の造成です。推名委員にお願いしております。

18 ページをご覧ください。69 号は市立南沼原小学校から北西へ約 950m に位置する、南沼原地区沼木の現況 畑で、第 1 種農地と判断

	<p>しております。譲受人は、山形市で建設業・不動産業を営む法人で、市内西部で事業収益を図るため宅地分譲を検討していたところ、空き家の利活用について地権者より相談があり、隣接する当該申請地と合わせ建築条件付売買予定地として造成するものです。</p> <p>以上8件について、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>はじめに62号について、21番 森田 委員から報告をお願いします。</p>
<p>森田 委員</p>	<p>21番 森田です。62号についてご報告いたします。申請地および概要は議案書記載のとおりです。申請人は[]を営んでおります。転用理由は、現在、固定された資材置場等を有しておらず、重機等は各請負現場にて一次的に管理している状況のため、請負現場の多い新山地区に簡易事務所を含めた資材置場を設置しようとするもので、複数の用地を検討した結果、所有者と協議がまとまり申請に至っています。申請地は関沢インターより西へ約1,500mに位置する農地です。土地改良事業未施工地で山林等に囲まれた小集団農地であることから第2種農地と判断しております。被害防除対策としましては、汚水・生活雑排水はございません。雨水は地下浸透です。開放型事業場の届出を済ませております。土地取得費は[]です。土地造成費は[]ということです。少し分かりにくいのですが、造成・盛土の手順を事務局と一緒に確認しましたが、11ページ見ていただきたいのですが、申請箇所と併用地の北側が市道に接しております。南の方が県管轄の国道に接しております。原状で地盤面が市道よりも1mほど高くなっておりまして、1m下げて土留め代わりに2m程の岩石を並べ、その岩石に沿って土を入れ、高さ30cmごとに転圧をかけ、35度の勾配で法面を設けて2mまで盛土を行う手順で行うということです。更に1段目の盛土から5mの幅員を取り、2段目も同様の盛土を行うということです。現場は3段目までありましたが、2段目までしかしないということで、3段目は取り除いてもらうということになっております。上の方は隣接する県道と同じ高さまで盛土するという話でありました。</p> <p>先ほど言いました開放型事業場の届出は済んでおりますが、隣接地の方からの同意書がどうなっているか聞いたところ、今造成している土地の所有者からは同意書ももらっているが、向かって右、東側の所有者は施設に入っており同意書ももらっていないということを事業計画者から聞き取っています。ただ、東側の所有者の親族が東京にいらっしゃるという話でしたので、その親族の方からも話をしてもらって承諾書や同意書ももらうよう話をしました。</p> <p>また、万が一でも盛土が崩れることが想定されますので、市道を挟んだ北側の所有者からも同意を得る必要があるのではないかとということも話しました。あと、地権者と行政書士、設計士のコミュニケーションがうまく取れていないようで、現場と設計書が違っていたりしたため、昨日まで計画図の差替えがありました。先ほど言いましたよ</p>

	<p>うな同意書の添付が許可要件で必須ではありませんが、どこまでリスクの責任をもってやるかということと、最低でも周りの方から同意を取っていただくこと。計画も2転3転することもありました。上の方から見れば、降雨災害などがあれば土留め代わりにの岩石ごと流出してしまうのではないかと心配されました。今回は、もう一度事業計画を検討いただく必要があると考えられましたので、許可の判断は保留すべきと考えます。</p> <p>なお、地元の會田委員からも意見をいただきたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、19番 會田委員の意見をお聞きします。</p>
<p>會 田 委 員</p>	<p>19番 會田です。この現場ですけど国道286号線沿いにありまして、75坪位の農地が山林と原野に入り込んでいます。</p> <p>現場は3段の土盛りをしているのですが、3段目に盛ってある土を農地に移して2段の盛土にするという計画です。ただ、東沢地区は山間部にあるので、議案の左側に大まかな図面があるんですが、市道を挟んで許可にあたって問題になっている農地があります。</p> <p>今回の申請地を含めて狭小などで農地の使い勝手が悪く、再生可能な遊休農地の所有者に聞いても売りたいという方ばかりで、農業を続けることが難しい土地が多い。私からすれば、今回のように道路に沿って岩石を置くことなど、対策があればよいと思っている。</p> <p>許可のためにはもう少し丁寧に岩を積みなおしてL型擁壁でも設置すればいいんですが、そうするとかなり工事費がかかると聞いている。一方、地権者からは、有効利用できない農地なのだからなぜ許可しないんだという不満の声が入ってきて、</p>
<p>森 田 委 員</p>	<p>會田委員も同行いただき現地を見ましたが、市道に向かって右側の3段目に盛ってある土を移動するという計画も申請書になかったため、急遽設計図も変わったり、重機も3台置く計画が話しているうちに2台に変わったり、設計で残土置場となっていたところ残土ではなく資材として使う砂利置場と変わったりしたことから、申請するにあたっての事業計画ができていないと思われた。會田委員の思いもわからないではないが、ころころ話がかわっていることも報告させていただく。</p>
<p>議 長</p>	<p>森田委員は計画不十分につき許可の判断を保留し、しっかりした計画をもって再度調査して判断すべきという考えでしたが、委員の皆様はどのようにお考えでしょうか。</p>
<p>推 名 委 員</p>	<p>20番 推名です。私も調査に同行しましたが、所有者は農地として条件が悪いので、転用して使ってほしいと言っていました。</p>
<p>今 野 委 員</p>	<p>4番 今野です。私の地元でも會田委員から出たような有効利用で</p>

	<p>きない農地の話がありますが、許可をすることで、許可後、万が一問題が起こったときに農業委員会の責任を問われると考えており、許可の判断は慎重にしなければだめだと考える。私はしっかりとした計画を基に判断したほうが良いと思います。</p>
議 長	<p>事務局から補足ありますか。</p>
事 務 局	<p>盛土規制法については、5月から施行される予定ですが、盛土規制法では既存の盛土に対しての取り扱いもあるようですので、今後の状況によっては指導の対象になる場合もあるかと思えます。</p>
梅 津 委 員	<p>13番 梅津です。盛土規制法の説明がありましたが、そちらから見た場合、この案件をどのように捉えているのか。</p>
事 務 局	<p>まちづくり政策部が所管ではありますが、情報を収集しながら法施行への対応を進めている状況かと思えますので、必要であればそちらからの意見を求めて議論いただきたいと思えます。</p>
小 松 委 員	<p>14番 小松です。盛土規制法の詳細はまだ決まっていないということですが、今回、判断を見送った場合、法令が制定され、指導などの条件が変わってくるという認識でいいのか。</p>
事 務 局	<p>事務局だけでは技術的な判断がなかなか難しいのが現状です。そういったことから、技術的な知識を有した職員を抱える職場の協力を得て判断しなければと思えますし、盛土規制法への対応の詳細はまだ決まっていないとのことから、小松委員の質問にお答えできない状況です。</p>
梅 津 委 員	<p>そういう状況なら、判断を保留すべきと考えます。</p>
議 長	<p>他にありますか。</p>
高 橋 委 員	<p>3番 高橋です。まず1点は、申請があった時に事務局で許可できると考えて申請を受付けたのか。もう1点、農業委員会で許可の判断を行うのは転用行為に対して許可の判断をするものであって、盛土に対して許可するのではないと思うが、どうなのか。</p>
事 務 局	<p>申請があれば申請を受けなければならないということがございます。もう1点について、転用行為は農地を農地以外のものにするもので、農地法等に基づいて許可条件に合致するかどうかについて、明らかに基準に抵触するものと、そうでないものがありますが、周辺農地等への影響なども含まれますので皆様のご意見等もお伺いしながら判断していただくものと考えております。</p>

草 苧 委 員	8 番 草 苧 だ す。 い ろ い ろ 議 論 さ れ て い ま す が、 他 法 令 に 違 反 し て い る の か ど う か を 説 明 し て い た だ か な い と 判 断 が で き な い。 現 時 点 で ど う な の か 説 明 い た だ き た い。
事 務 局	こ の 度 の 計 画 地 は、 都 市 計 画 区 域 外 で あ り、 か つ 住 宅 の 建 築 等 の 開 発 行 為 が 伴 う も の で も な く、 盛 土 規 制 法 に つ い て も 法 施 行 前 す の で、 そ れ ら の 点 で は 他 法 令 に 違 反 し て い る と は 言 え ま せ ン。
議 長	<p>調 査 に あ た っ た 森 田 委 員 は 計 画 不 十 分 に つ き 許 可 の 判 断 を 保 留 し、 し っ か り し た 計 画 を も っ て 再 度 調 査 し て 判 断 す べ き と い う 考 え で、 今 野 委 員 も 同 様 の お 考 え を お 話 し い た だ き ま し た。 た だ、 地 元 の 委 員 は 感 覚 が 違 う と い う こ と で し た が、 ほ か の 案 件 も ご ざ い ま す。 62 号 に つ い て こ こ で 採 決 し た い と い い ま す。</p> <p>調 査 に あ た っ た 森 田 委 員 の 許 可 の 判 断 を 保 留 し、 し っ か り し た 計 画 を も っ て 再 度 調 査 し て 判 断 す べ き と い う 考 え に 賛 成 の 方 の 挙 手 を お 願 い し ま す。</p> <p>(挙 手 多 数 の 状 況 を 確 認)</p>
議 長	<p>そ れ で は、 許 可 の 判 断 を 保 留 し、 し っ か り し た 計 画 を も っ て 再 度 調 査 し て 判 断 す る 手 続 き を 進 め る こ と と い た し ま す。</p>
議 長	<p>そ れ で は 65 号 に 進 み ま す。 21 番 森 田 委 員 か ら 報 告 お 願 い し ま す。</p>
森 田 委 員	<p>21 番 森 田 だ す。 65 号 に つ い て ご 報 告 い た し ま す。 申 請 地 お よ び 概 要 は 議 案 書 記 載 の と お り で す。 申 請 人 は [REDACTED] で、 山 形 市 で 不 動 産 業 を 営 む 法 人 で す。 転 用 目 的 は、 事 業 収 益 を あ げ る た め 落 合 町 地 内 で 9 区 画 の 建 築 条 件 付 き 売 買 予 定 地 を 計 画 し て い ま す。 当 該 地 区 の 周 辺 に は 保 育 園 や 商 業 施 設、 医 療 施 設 が 存 在 す る た め、 日 常 の 生 活 利 便 性 が 高 く 住 環 境 に 優 れ た 土 地 で あ る こ と か ら 高 い 需 要 が 見 込 め る と 判 断 し た そ う で す。 申 請 地 に 代 えて ほ か に 代 替 で き る 土 地 も な い こ と か ら、 や む を え な い も の と 認 め ら れ ま す。 具 体 的 な 申 請 地 は 山 形 市 総 合 ス ポー ツ セ ン ター か ら 南 東 へ 約 500m の 場 所 に 位 置 し ま す。 市 街 化 区 域 に 隣 接 す る 小 集 団 農 地 で あ る こ と か ら 第 2 種 農 地 と 判 断 し て い ま す。 被 害 防 除 対 策 は 汚 水 ・ 生 活 雑 排 水 は 公 共 下 水 道 で、 雨 水 は 宅 地 内 で 地 下 浸 透、 道 路 排 水 は 市 道 側 溝 に 接 続 し ま す。 北 側 に 畑 が あ り ま す が、 日 照 ・ 通 風 等 周 辺 農 地 の 営 農 条 件 へ の 影 響 は ほ ぼ な い よ う で す が、 影 響 が 出 る よ う な と き は 建 物 の 高 さ を 加 減 す る こ と に な っ て い ま す。 ま た、 西 側 官 地 の 水 路 周 り は 草 刈 り 管 理 の 点 か ら “コ ン ク リー ト た た き” と す る こ と で 土 地 改 良 区 と 調 整 済 と の こ と で し た。 そ の 他 必 要 事 項 と な る 開 発 許 可 は 見 込 み あ り、 土 地 改 良 区 の 区 域 外 と な っ て い ま す。 土 地 取 得 費 は [REDACTED]、 ほ か 土 地 造 成 費 は [REDACTED]、 1 戸 当 た り の 売 買 価 格 は 土 地 建 物 込 み で [REDACTED] か ら [REDACTED] を 予 定 し て い る と の こ と で し た。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に 68 号について、20 番 推名委員から報告をお願いします。</p>
<p>推 名 委 員</p>	<p>20 番 推名です。68 号案件についてご報告します。申請地および概要は議案書記載のとおりです。申請人は [REDACTED] で、山形市で不動産業を営む法人です。転用目的は、事業収益を図るため沼木地区内で建築条件付き売買予定地 4 区画分を計画したものです。当該地は眺望が優れ、幹線道路や市街地への交通利便性が良好であるため高い事業性が見込め、浸水想定区域外にあるため安全だと判断しました。申請地に代えてほかに代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。具体的な申請地は山形市広域クリーンセンターから東へ約 500m の場所に位置します。住宅等の連坦する集落内に介在する小集団農地であることから第 2 種農地と判断しました。被害防除対策は汚水・生活雑排水は公共下水道で、雨水は宅地内で地下浸透、道路側は市道側溝に接続します。その他必要事項となる開発許可は見込みあり、道路法 24 条許可について事前協議済み、土地改良区の区域外となっています。土地取得費は [REDACTED] となっています。土地造成費は [REDACTED]、建築費は [REDACTED] を見込んでいるようですが、1 戸当たりの売買価格はまだ決まっていないということで聞けませんでした。なお、隣は老人ホームですが併用地の一部が 4m の私道となっておりまして、ここを含め幅 6m の開発道路となる見込みで、地域の皆様から活用していただきたいという話でした。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。それでは委員の皆様からご質問をいただきたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>意見が無いようでしたら、推進委員の皆様からも地域に関することなどありましたらご意見をいただきたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>63 号から 69 号案件について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員異議なしと認め、第 161 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、62 号の判断を保留し、63 号から 69 号案件について許可することに決めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に進みます。</p>

<p>議 長 (会長職務代理者)</p>	<p>議第 162 号農用地利用集積計画ですが、議案に私に関する案件がありますので、ここで議長を遠藤 会長職務代理者に交代します。</p> <p>議 第 162 号 農用地利用集積計画について上程します。 なお、議案には 1 番 安達委員、10 番 長澤委員、16 番 金子委員、18 番 佐藤委員、24 番 大築委員に関する案件がありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、総会では参与を控えていただきます。 それでは事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案書の 20 ページ、議 第 162 号 農用地利用集積計画についてお願いします。令和 5 年 1 月受付分の農地中間管理事業による利用権設定の集計表となっています。</p> <p>1. 利用権設定について、地目別設定面積、作物別設定面積の内訳は記載のとおりで、契約期間別では、3 年以上 6 年未満が 38 筆で 97,544 m²、10 年以上が 590 筆で 1,422,184 m²、面積は計 1,519,728 m²です。 利用権設定の内容は、21 ページから 85 ページまで記載のとおりとなっております。合計 299 件です。 山形市の農用地利用集積計画の公告日は、4 月 25 日 (火) の予定となっております。 以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 (会長職務代理者)</p>	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
<p>議 長 (会長職務代理者)</p>	<p>それではお諮りします。議 第 162 号について、適当であるとする ことに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長 (会長職務代理者)</p>	<p>全員異議なしと認め、議第 162 号農用地利用集積計画について、適 当であるとの意見に決めます。 ここで議長を会長に交代いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に進みます。 議 第 163 号 事業計画変更承認申請について、上程します。 それでは事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案書の 86 ページ、議 第 163 号 事業計画変更承認申請について お願いします。案件は 87 ページの 2 号 1 件になります。 2 号につきましては、5 条許可にかかる 67 号案件で審議いただき ました案件です。</p>

		<p>先ほど説明した理由により当初計画より事業敷地を拡大し飲食店店舗を建築しようとするものになります。</p> <p>以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。ここで委員の皆様からご質問をいただきたいと思います。</p>
議	長	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第 163 号について、承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>全員異議なしと認め、議第 163 号 事業計画変更承認申請について、承認することに決めます。</p>
議	長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第 164 号 山形農業振興地域整備計画の変更について上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事	務	<p>局 議案書の 88 ページ、議 第 164 号 山形農業振興地域整備計画の変更についてお願いします。</p> <p>計画内容は、89 ページの 5 件となります</p> <p>90 ページをご覧ください。</p> <p>1 号案件は、出羽地区 千手堂の田を農用地区域から除外するものです。現在居住するアパートが手狭となったことから、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX実家近くに住宅を建築したいと考えた計画者が、当該農地を選定し、農家分家住宅を建築するものです。</p> <p>次に 91 ページをご覧ください。</p> <p>2 号案件は、千歳地区 落合町の田を農用地区域から除外するものです。来場者の増加による混雑時の駐車場不足を解決するため、産直施設が隣接地へ敷地を拡張し駐車場を整備するものです。</p> <p>次に 92 ページをご覧ください。</p> <p>3 号案件は、出羽地区 漆山の田を農用地区域から除外するものです。両親と同居している住宅から独立し、引き続き住み慣れた地域に住宅を建築したいと考えた計画者が、XXXXXXXXXXに隣接する当該農地を選定し、農家分家住宅を建築するものです。</p> <p>次に本日追加で配布しました追加資料 1 である 92-1 ページをご覧ください。</p> <p>4 号案件は、出羽地区 漆山の田を農用地区域から除外するものです。北側住宅の宅地内の通路として利用するもので、農地性を失って</p>

	<p>いることから令和4年12月に登記地目が変更されたものです。 次に93ページをご覧ください。 5号案件は、千歳地区 落合町の田を農用地区域から除外するものです。施設の老朽化や土砂災害の危険性の問題の解消策として、山形県農業共済組合跡地へ既存施設の一部機能を移転させるにあたり、日本赤十字社が隣接する当該地を造成し必要な駐車スペース等を確保するものです。 以上の5件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議 長	<p>それではお諮りします。議 第 164 号について、適当であると認めることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第 164 号 山形農業振興地域整備計画の変更について、適当であるとの意見とすることに決します。</p>
議 長	<p>これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。</p>
事 務 局	<p>続いて、報告事項です。 先に議案書を送付しておりますので、報告事項(1)から(8)まで、案件名と件数を読み上げさせていただきます。 農地法に係る報告事項は、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。 94ページから、報告事項(1)、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、95ページの201号から104ページの220号まで20件を受理しています。 105ページから、報告事項(2)、農地法第4条届出書の受理について、106ページの25号、26号の2件を受理しています。 107ページから、報告事項(3)、農地法第5条届出書の受理について、108ページの60号、61号の2件を受理しています。 109ページから、報告事項(4)、農地法第18条第6項の規定による通知の受理について、110ページの234号から、112ページの259号までの26件を受理しています。 113ページ、報告事項(5)農地改良届出書の受理について、114ページの20号から24号まで5件を受理しています。 115ページから、報告事項(6)農地改良完了報告書の受理について、116ページの19号から22号まで4件を受理しています。 117ページ、報告事項(7)農地法第4条の規定による許可について、</p>

	<p>118 ページの 6 号 1 件の許可証を交付しています。</p> <p>119 ページ、報告事項(8)農地法第5条の規定による許可について、120 ページ 48 号から 122 ページの 52 号まで 10 件の許可証を交付しています。</p> <p>報告事項については以上です。</p>
議 長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。
事 務 局	次回、総会開催日について、 次回、委員調査、調査委員について説明
議 長	次に、7のその他について事務局よりお願いします。
事 務 局	<p>(1) 東沢地区からの要望に対する回答について (資料説明)</p> <p>(2) 山形市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規定について (資料説明)</p> <p>(3) 令和5年度農地中間管理事業の年間予定表について (資料説明)</p> <p>(4) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について { 目標の数値や基本的な考え方に変更は無いものの、4月1日からの法改正に伴う文言修正が必要となったことから、会長専決により一部文言の修正をおこなったことを報告 </p>
議 長	他にありませんか。 何もなければ、これで第36回総会を終了します。ご苦労様でした。 (閉会午後3時50分)

以上、議事のでん末を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長 

議事録署名委員 

議事録署名委員 